

京都市告示第 202 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公の施設に係る公金の徴収事務を委託します。

令和2年7月1日

京都市長 門川 大作

京都市公金収納受託者	委託をする徴収事務の内容	委託する期間
株式会社ボーネルンド	京都市交流促進・まちづくり プラザの施設の使用料	令和2年7月1日から 令和6年3月31日まで

(都市計画局まち再生・創造推進室)